## 第5章 焼却残さの処理計画

## 第1節 焼却残さ処理に関する動向

従来より焼却残さは埋立処分される事例が多かったが、残余容量のひっ迫する最終処分場の延命化、資源化の推進、ダイオキシン類対策等を目的として、平成 9 年度から国庫補助金交付要件に焼却残さを溶融処理することが加えられた。このため、平成 9 年度以降、灰溶融炉を付帯した焼却方式や、ガス化溶融炉を整備するケースが急速に拡大した。しかし、平成 11 年度以降の交付要件では原則設置に緩和され、平成 17 年度からは溶融固化設備に関する表記がなくなり、発電効率または熱回収率が 10%以上の施設であることが交付金の交付要件となった。

以上のような状況から、ここ数年間の傾向として、灰溶融固化設備の建設費、維持管理費負担の問題や溶融固化物のリサイクル需要確保の問題から、溶融処理の導入に関して、最終処分場の残余容量に余裕がある場合や溶融処理以外の方法による焼却残さの資源化が可能な場合等、自治体の個別事情により判断することが許容される状況にある。

## 第2節 焼却残さ処理の検討

一般的に焼却炉から焼却灰(主灰)が発生し、集じん設備で飛灰が捕集され、これらを焼却残さと総称する。ごみの焼却に伴い発生したダイオキシン類は排ガス中よりも焼却残さ中、特に飛灰中に多く含まれているが、ここには重金属も含まれており、特別管理一般廃棄物として、溶融処理、焼成処理、セメント固化、薬剤処理、酸その他の溶媒による抽出、安定化処理のいずれかが義務づけられている。

なお、本市では、焼却残さを三浦市に建設予定である一般廃棄物最終処分場へは埋め 立てないこと及び焼却残さは全量資源化で検討を行うことを前提条件として定めている。 焼却残さの資源化の方法については、国の動向、市場の動向、他都市の資源化手法等 の情報収集を行い、今後検討していく。